

## 様式第三十二（第12条関係）

### 認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日  
令和4年7月15日

2. 認定新事業活動実施者名  
SWING株式会社

3. 認定新事業活動計画の目標

本事業活動では、ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立をする。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

- ① 東京都港区
- ② 東京都新宿区
- ③ 東京都品川区
- ④ 東京都目黒区
- ⑤ 東京都世田谷区
- ⑥ 東京都渋谷区
- ⑦ 東京都中野区
- ⑧ 東京都杉並区

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全

な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

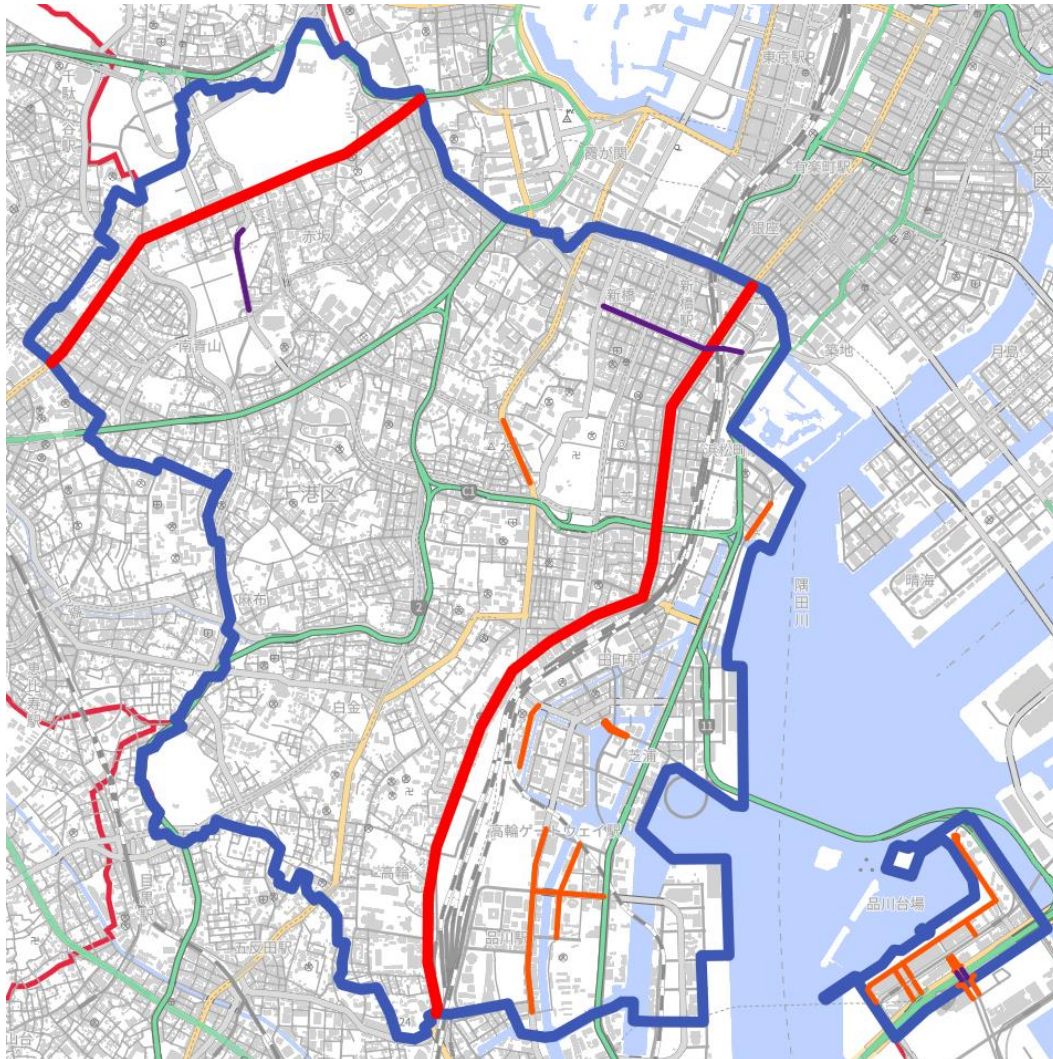
令和4年7月～令和6年4月

# 新事業活動計画

～実証の対象エリア～

SWING株式会社

# SWING株式会社 実証エリア/東京都港区



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯
- 自転車道

特例対象区間外	国道15号	港区新橋1丁目1番(都道316号線接続)～港区港南2丁目1番(品川区境)	
	都道316号	港区東新橋1丁目5番(中央区境)～港区新橋1丁目1番(国道15号線接続)	
国道246号	渋谷区境～千代田区境		
	区間中の普通自転車専用通行帯は特例対象外 ・港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先 ・港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先		
普通自転車専用通行帯	国道1号	港区東麻布1丁目26番5号先?港区麻布台2丁目3番7号先	
	国道246号	港区南青山3丁目1番3号先～港区南青山3丁目11番13号先 港区北青山3丁目5番22号先～港区北青山3丁目3番10号先	
	国道357号	港区台場2丁目4番8号先～港区台場2丁目3番1号先	
	区市町村道	港区芝浦3丁目18番17号先～港区芝浦4丁目22番1号先 港区港南4丁目2番5号先～港区港南4丁目2番36号先 港区芝浦4丁目2番25号先～港区芝浦4丁目2番8号先 港区港南3丁目4番先北西角～港区港南3丁目6番21号先 港区海岸1丁目13番19号先～港区海岸1丁目14番17号先	
	一般都道	港区港南1丁目5番先南西角～港区港南3丁目8番1号先	
	臨港道路	港区台場2丁目3番1号先～江東区境 港区台場1丁目4番先～港区台場1丁目4番先 港区台場1丁目5番1号先～港区台場1丁目5番2号先	
	港湾道	港区台場1丁目9番先南西角～港区台場1丁目4番先東角 港区台場1丁目7番1号先～港区台場2丁目4番先南西角 港区台場2丁目4番1号先～港区台場1丁目9番1号先	
	旧海岸通り	港区港南1丁目4番1号先 港区港南2丁目11番17号先	
	自転車道	環状2号線	港区西新橋2丁目32番先～港区東新橋1丁目9番先
		外苑東通り	港区南青山1丁目5番先～港区南青山1丁目23番先
臨港道路		東京都港区台場2丁目4番1号先～江東区境	



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 普通自転車専用通行帯













